

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部改正 (DPC/PDPS)

平成 27 年 6 月 26 日  
厚生労働省告示第 302 号

【解説】兵庫県立尼崎病院と県立塚口病院が統合し兵庫県立尼崎総合医療センターとなったことに伴い、DPC/PDPS における暫定調整係数・機能評価係数Ⅱを改める告示が出されました。7月1日からの適用です。

〔DPC 点数早見表 2014 年版〕p.360 (別表第 2) 左段下から 9 枠目/〔2015 年増補版〕p.393 左段下から 12 枠目を訂正]

20073	兵庫	兵庫県立尼崎総合医療センター	0.0254	0.0497
-------	----	----------------	--------	--------

〔DPC 点数早見表 2014 年版〕p.370 (別表第 3) 左段 5 枠目/〔2015 年増補版〕p.402 右段 19 枠目を訂正]

30986 (削除)	(削除)	(削除)	(削除)
------------	------	------	------

通

「DPC 制度への参加等の手続きについて」の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 27 年 7 月 2 日  
保医発 0702 第 4 号

【解説】DPC 対象病院と出来高算定病院の合併後に DPC 制度への継続参加を希望する旨の申請があったことを受け、参加手続き通知の一部が改められました。合併後の医療機関において、DPC 対象病院としての機能(急性期機能)に大きな変化がない場合、DPC 退出等審査会で個別に慎重な審査を行うことで、DPC 制度への継続参加の可否を判断することとされました。

〔DPC 点数早見表 2014 年版〕p.381 右段 2 ~ 15 行目/〔2015 年増補版〕p.412 右段 2 ~ 15 行目の下線部を訂正)

第 1 DPC 対象病院

3 DPC 対象病院の合併又は分割について

(1) DPC 対象病院の合併について

DPC 対象病院が、DPC 対象病院等 (DPC 制度参加病院以外を含む) と合併の予定があり、合併後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、合併(予定)年月日の6か月前までに、別紙2「DPC 対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC 対象病院等の合併に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(2) DPC 対象病院の分割について

DPC 対象病院が分割の予定があり、分割後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、分割 (予定) 年月日の6か月前までに、別紙4「DPC 対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC 対象病院等の分割に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(3) DPC 制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしている。

- ①合併の場合は、合併前の主たる病院が DPC 対象病院である
- ②申請の直近1年以上、継続してデータが提出されている
- ③申請の直近1年の (データ/病床) 比が1か月あたり 0.875 以上である

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1)又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容から DPC 制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査

及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後も DPC 対象病院として DPC 制度に継続参加するものとする。

〔DPC 点数早見表 2014 年版〕p.384 右段下の表 (別紙 2 つづき) の下から 4 行目/〔2015 年増補版〕p.415 右段下の表の下から 4 行目を訂正)

(別紙 2) DPC 対象病院等の合併に係る申請書 (注意事項)

※ 4 DPC 制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。

〔DPC 点数早見表 2014 年版〕p.385 右段下の表 (別紙 4 つづき) の下から 5 行目/〔2015 年増補版〕p.416 右段下の表の下から 5 行目を訂正)

(別紙 4) DPC 対象病院等の分割に係る申請書 (注意事項)

※ 4 DPC 制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。